

# 魚津市から転出される方へ

① 番窓 □	◆印鑑登録をされている方	・異動日をもって自動的に魚津市の登録がなくなりますので、転入先で新たな印鑑登録の手続きをしてください。
	◆電子証明書 をお持ちの方	・個人番号カード及び住民基本台帳カードは転出後も使用できますが、異動日をもって電子証明書は使用できなくなりますので、転入先で電子証明書の発行申請をしてください。
<b>市民課市民係 : 23-1003</b>		
③ 番窓 □	◆国民健康保険 に加入されている方	・異動日をもって魚津市国民健康保険の資格が喪失しますので、被保険者証は破棄してください。転入先に別途書類の提出が必要な方は、転入先の住所に郵送します。
	◆後期高齢者医療 を受給されている方	・返信用封筒が届きますので、被保険者証をお返しください。 ・転入先に別途書類の提出が必要な方は、転入先の住所に郵送します。
<b>市民課医療保険係 : 23-1011</b>		
④ 番窓 □	◆介護保険 に加入されている方	・被保険者証をお返しください。(郵送可) ・要介護認定を受けている方は、認定結果を引き継ぐために、新住所地にて引継ぎの手続きが必要です(14日以内に手続きしないと、認定結果の引継ぎができなくなります。必要なお手続きについては、転入先にてご確認ください)。 ・認定申請中の方は、介護保険係までお問い合わせください。
<b>社会福祉課介護保険係 : 23-1148</b>		
⑧ 番窓 □	◆障がい関係の手帳 をお持ちの方	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、転出先で住所変更の手続きをしてください。
	◆重度心身障害者等医療費 を受給されている方	・受給者証をお返しください。(郵送可)
	◆障害者福祉サービス受給者証 をお持ちの方	・受給者証をお返しください。(郵送可) ただし、転出先によっては返還不要な場合がありますので、一度お問い合わせください
	◆自立支援医療 (精神通院・厚生医療・ 育成医療) をお持ちの方	・受給者証をお返しください。(郵送可) ただし、窓口でお手続きがある場合がありますので、一度お問い合わせください。
<b>社会福祉課福祉係 : 23-1005</b>		

⑩ 番 窓 口	◆こども医療費助成 を受給されている方	・児童が転出する場合は、受給者証は破棄してください。	
	◆ひとり親の制度 (児童扶養手当、ひとり親 家庭等医療費助成) を受けている方	・喪失届が必要です。受給者証を持参のうえ、こども課窓口にお越しください。	
	◆児童手当 を受給されている方	・児童手当消滅届を提出してください。 (電子申請できます)	
こども課子育て支援係 : 23-1006			
⑪ 番 窓 口	◆保育園児等 がいらっしゃる方	・園に退所届を提出してください。市外園を利用中の児童は、保育係へお電話ください。  ・児童の住所は魚津市のままで、片親のみ転出する場合(単身赴任、離婚等)は、こども課窓口にお越しください。	
	◆学童保育利用児童 がいらっしゃる方	利用中のクラブに申し出てください。	
こども課保育係 : 23-1079			
⑬ 番 窓 口	◆原動機付自転車 (125cc以下) をお持ちの方	・廃車の手続をしてください。  【窓口にお越しになる場合】 ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑(法人の場合)をご持参ください。  【郵送の場合】 廃車申告書、本人確認書類(免許証等の写し)、ナンバープレート、標識交付証明書を同封して、レターパックでお送りください。  なお、二輪(126cc以上)は陸運局、四輪については富山県軽自動車協会にお問い合わせください。	
	税務課納税係 : 23-1008		
第 1 分 庁 舎	◆小学校児童 ◆中学校生徒 がいらっしゃる方	教育委員会窓口で手続きがある場合がありますので、一度ご連絡ください。	
	教育総務課学校教育係(第1分庁舎) : 23-1044		
第 2 分 庁 舎	◆上下水道 の使用を中止する方	・使用中止の届出をしてください。 (電子申請または、電話・e-mail・FAX・窓口等でお手続きできます。)	
	上下水道課水道業務係(第2分庁舎) : 23-1013		
	◆下水道つなぎ込み世帯 で井戸水使用の方	・使用中止や家族の人数の変更届出をしてください。 (電話または、e-mail・FAX・窓口等でお手続きできます。)	
上下水道課下水道業務係(第2分庁舎) : 23-1038			